

令和5年度 千葉市療育センターの管理に関する年次協定書

千葉市（以下「甲」という。）と社会福祉法人千葉市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、千葉市療育センターの管理について令和3年1月25日付けで締結、令和5年4月1日付け変更協定を締結した千葉市療育センターの管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、令和5年度における年次協定（以下「年次協定」という。）を締結する。

（趣 旨）

第1条 この年次協定は、基本協定第47条第3項に基づき、甲が乙に対して支払う千葉市療育センターの指定管理料の金額及び支払方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

（期 間）

第2条 この年次協定の期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

（指定管理料）

第3条 この年次協定で甲が乙に対して支払う指定管理料の額は、698,891,000円とし、甲は乙の請求に基づき別紙「令和5年度 千葉市療育センター指定管理料内訳書」のとおり概算払で支払うものとする。

（疑義等の決定）

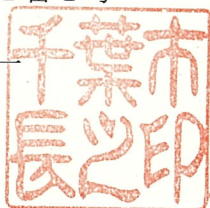
第4条 この年次協定の扱いについて疑義が生じたとき及びこの年次協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙は誠意をもって速やかに協議し解決するものとする。

この年次協定の成立を証明するため本書2通を作成し、甲乙が双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年4月1日

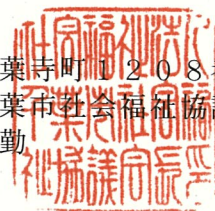
甲：

千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 神谷 俊一



乙：

千葉市中央区千葉寺町1208番地2
社会福祉法人千葉市社会福祉協議会
会長 初芝 勤



令和5年度 千葉県療育センター指定管理料内訳書

(単位：円)

施設名	支払時期 第1回 (4月支払)	第2回 (5月支払)	第3回 (7月支払)	第4回 (10月支払)	第5回 (1月支払)	計
療育相談所	23,796,000	62,860,000	53,897,000	74,436,000	52,434,000	267,423,000
すぎのこルーム	12,278,000	26,278,000	23,043,000	30,047,000	22,030,000	113,676,000
やまびこルーム	8,353,000	17,629,000	15,953,000	20,602,000	15,793,000	78,330,000
いずみの家	9,611,000	21,292,000	19,074,000	23,519,000	17,674,000	91,170,000
ふれあいの家	10,611,000	23,547,000	23,702,000	26,523,000	21,749,000	106,132,000
相談支援事業所 ぱれっと	4,003,000	9,854,000	8,184,000	12,292,000	7,827,000	42,160,000
合計	68,652,000	161,460,000	143,853,000	187,419,000	137,507,000	698,891,000

